

平成30年度以降の2月診療分に係る 市町村への診療報酬等の請求方法について (運用・システム編)

国民健康保険中央会



All-Japan Federation of National Health Insurance Organizations

目次

1. はじめに
2. システム対応の範囲
3. 1月～4月における処理の流れについて
4. 1月処理について
5. 3月処理について
6. システム概要
7. システム詳細
8. 今後のスケジュールについて

1. はじめに

厚生労働省保険局国民健康保険課より「年度末における国民健康保険保険給付費交付金の会計処理に伴う、平成30年度以降の2月診療分に係る市町村への診療報酬等の請求方法について(通知)」(平成29年10月23日付け保国発1023第2号)が通知され、具体的な会計処理の方針等が示されたところである。

示された方針等に基づき処理を行う場合、年度末(3月審査分)のみ市町村保険者に対し、3月22日までを目途に、確定額ではなく「一定額を加えた請求額(オンライン・電子媒体請求分に係る請求額に一定額実績割合を乗じた額)」を請求する対応を行う必要がある。

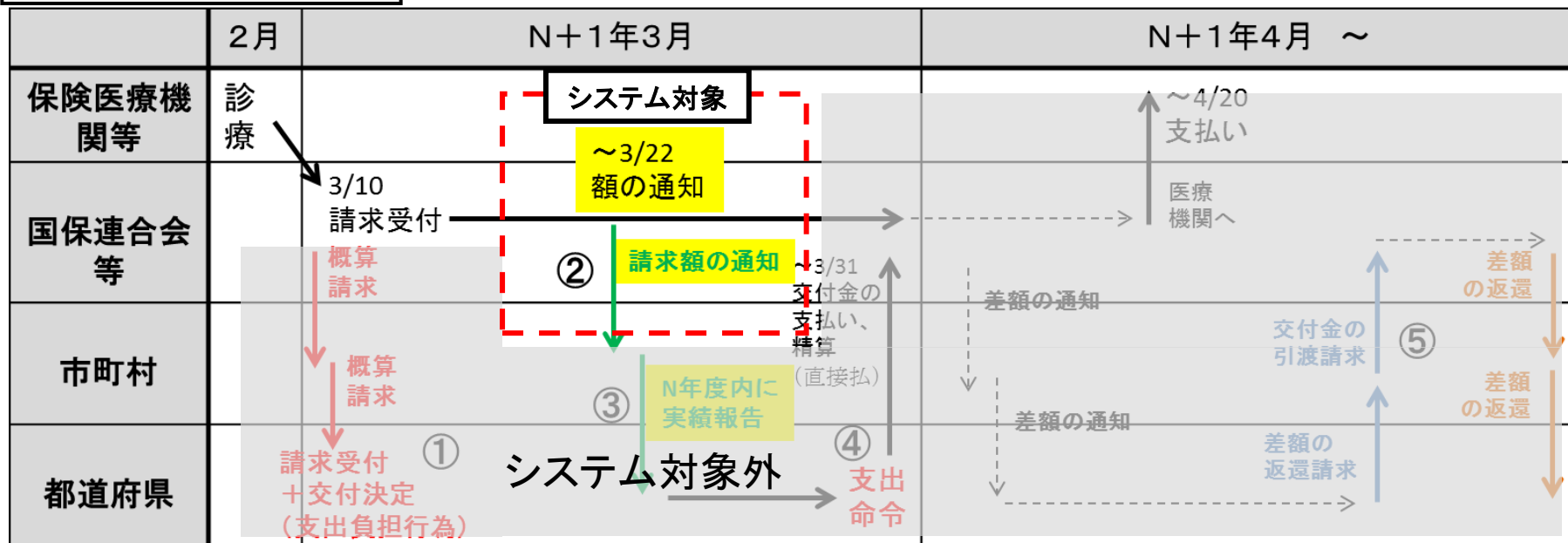
請求額には、当月レセプト情報(電子レセプトのみ)に加え、全国決済の対象となるレセプト(委託分)を含める必要があるとされていることから、本会にておいて全連合会から当月レセプト情報の全件分を受領し、「一定額」を加えた請求額を算出する。また、連合会においても本対応についてシステム改修を行う。

については、本対応における1月～3月処理の流れおよびシステム概要について説明する。なお、機能については、現時点での想定であるため、今後変更が生じる可能性があることをご留意いただきたい。

2. システム対応の範囲

- 保険医療機関等による請求ベースの額を算出するため、システム対応を行う。(下図の点線箇所)
- なお、点線箇所以外の処理については、各連合会の運用にてご対応いただく。

処理スケジュール



【考え方 概算払を行うケース】 ※②がシステム対象箇所

- 2月診療分含め、予め交付決定(支出負担行為)を行っておく。
- 国保連合会等は、2月診療分について、保険医療機関等による請求ベースの額で、市町村に対し請求を行う。
- 市町村は、この請求をもって、都道府県に対し、年度内に実績報告を行う。
- 都道府県は、この実績報告を受けて、年度内に精算を行う。
- 精算後、国保連合会の本確定処理により差額が生じた場合、市町村はN+1年度に都道府県に対し返還する。

3. 1月～4月における処理の流れについて

処理の流れおよび処理概要

「一定額を加えた請求額(オンライン・電子媒体請求分に係る請求額に一定額実績割合を乗じた額)」を請求する対応(以下、「一定額」請求という。)の処理の流れは以下のとおり。

1月			2月			3月			4月以降		
上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
12月診療分における「一定額」の算出			「一定額(実績割合)」について県と調整後市町村と協議			請求ベースの額から概算支払資金を差引き請求額を決定			請求ベース額と審査確定額との差額の精算処理		

処理月	処理概要
1月	各連合会で1月請求分の請求額をもとに、「一定額」の算出を行う。
2月	1月処理で算出した「一定額」をもとに、都道府県および管内市町村と協議のうえ「一定額」を決定する。
3月	「一定額」請求に係る本対応を実施する。
4月以降	3月請求ベース分と3月確定分との差額を市町村へ返還および請求する。

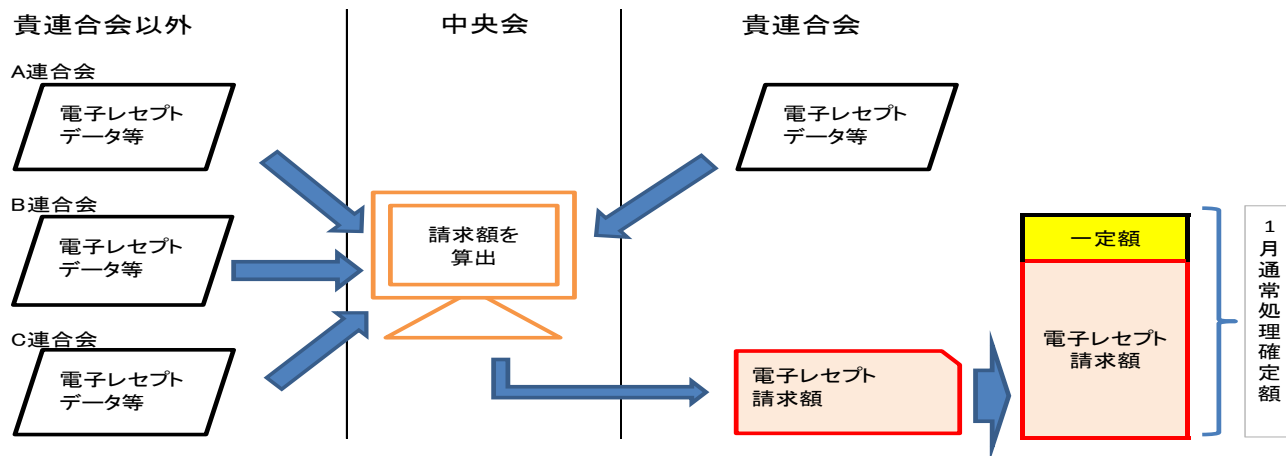
※ 請求金額に変動があることから、「一定額」の算出については毎年度実施する。

平成30年度はシステム開発の都合により1月の実施としているが、来年度以降の処理日程については、別途国保総合システム部会等にて今後協議のうえ決定する。

4. 1月処理について(1/3)

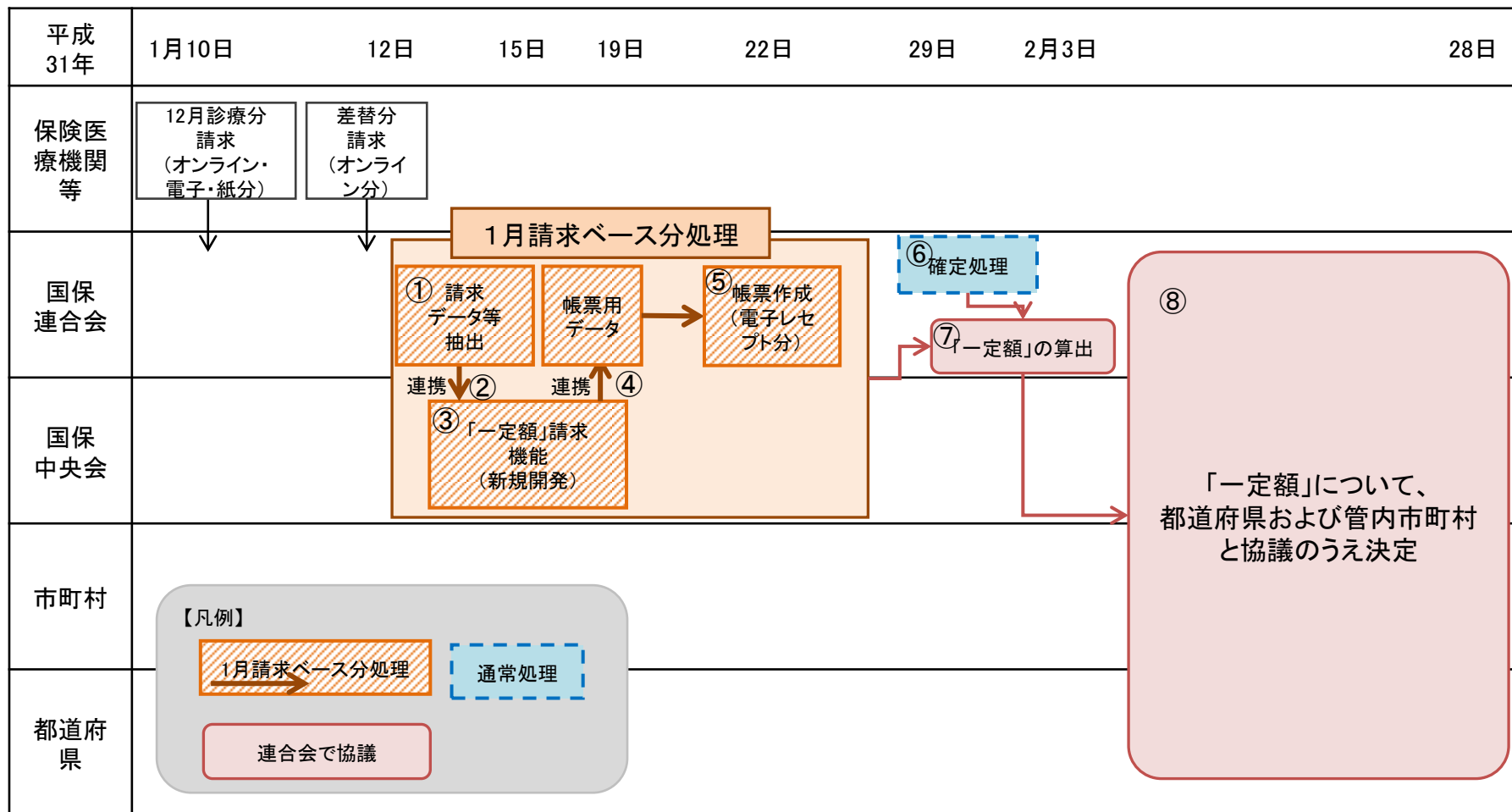
概要

- 2月診療分(3月請求分)の請求にあたっては、オンライン・電子媒体請求分に「一定額」(紙請求分に係る審査後等の額相当)を加えた額を請求額として算出することとされている。
- しかし、現状、帳票等にて紙請求分に係る決定額を把握する手段がなく、「一定額」を取り決めることができない。
- そのため、1月に、3月処理で使用する機能を利用し、全連合会から中央会に電子レセプトデータ等をご報告いただくことで、中央会で電子レセプトの請求額を算出を行う。
- 各連合会においては、「1月通常処理内で確定した金額」と、1月処理で中央会が算出した「電子レセプト請求額」の差額により、「一定額」を算出いただく。



4. 1月処理について(2/3)

1月処理イメージ



※1.処理方法・帳票等については、厚生労働省と協議中のため、変更になる可能性がある。
2.日程は仮置き。

4. 1月処理について(3/3)

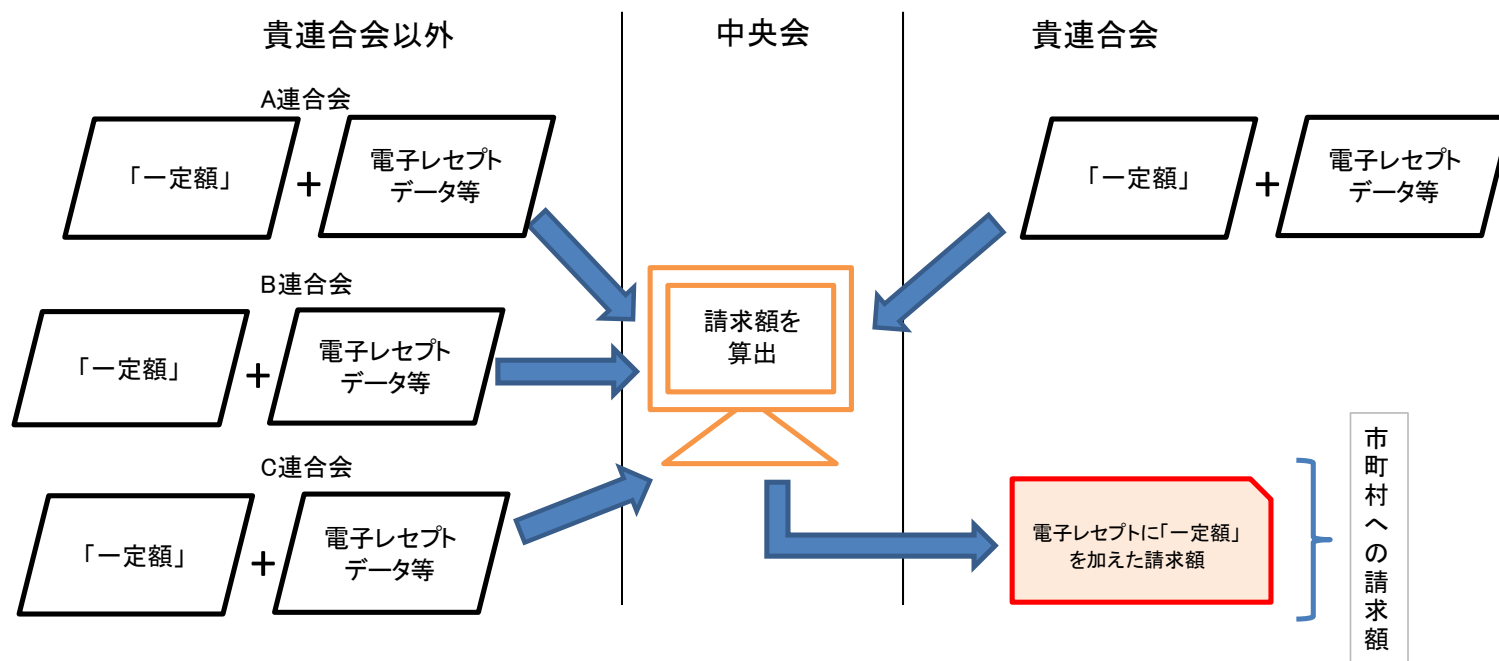
No.	処理主体	処理概要	日程 (仮置き)
①	連合会	1月請求分の電子レセプトデータ(請求支払)等を全件抽出し、中央会へ連携する	12日～15日
②	中央会	全連合会から連携された、レセプトデータ等を「一定額」請求機能に取り込む	12日～15日
③	中央会	①のデータを元に「一定額」請求機能で処理し、都道府県/市町村向け帳票データ(電子請求分)を作成する	13日～19日
④	中央会	③で作成した都道府県/市町村向け帳票データを全連合会へ連携する	15日～20日
⑤	連合会	中央会から連携されたデータを、国保総合システムに取り込み都道府県/市町村向け帳票(PDF)(電子請求分)を作成する	20日～24日
⑥	連合会	1月請求分を確定する	29日～3日
⑦	連合会	⑤で作成した帳票(電子請求分)と⑥で確定した帳票の差分から、紙請求分に係る決定額を算出する	30日～10日
⑧	連合会	⑦を踏まえて、都道府県および管内市町村と協議のうえ、「一定額」を決定する	2月中

※処理方法・帳票については、厚生労働省と協議中のため、変更になる可能性がある。

5. 3月処理について(1/4)

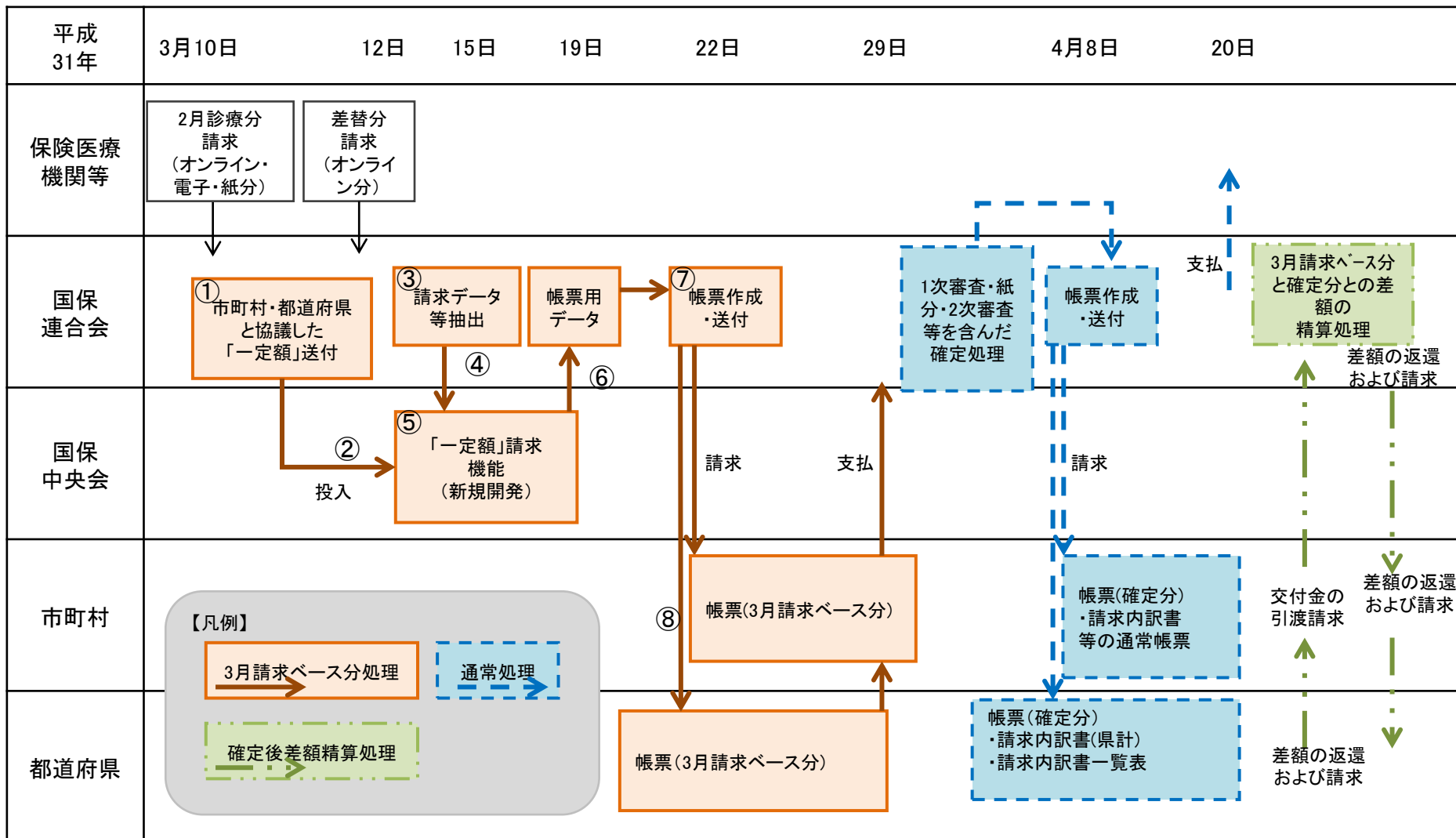
概要

- 各連合会にて都道府県および市町村と協議のうえ決定した「一定額」実績割合および3月請求分の電子レセプトデータ等を中央会へ報告いただく。
- 中央会にて、報告頂いたデータをもとに、各連合会の3月のオンライン・電子媒体請求分に「一定額」を加えた額を算出する。
- 各連合会は、この金額をもって、市町村へ3月22日までに請求を行う。



5. 3月処理について(2/4)

3月処理イメージ



※1.処理方法・帳票等については、厚生労働省と協議中のため、変更になる可能性がある。

2.日程は仮置き。

5. 3月処理について(3/4)

No.	処理主体	処理概要	日程 (仮置き)
①	連合会	都道府県・市町村と協議決定した、「一定額」実績割合を中央会へ連携する	10日まで
②	中央会	全連合会から連携された「一定額」実績割合を「一定額」請求機能に取り込む	12日～15日
③	連合会	3月請求分の電子レセプトデータ(請求支払)等を全件抽出し、中央会へ連携する	12日～15日
④	中央会	全連合会から連携された、レセプトデータ等を「一定額」請求機能に取り込む	12日～15日
⑤	中央会	①および③のデータを元に「一定額」請求機能で処理し、都道府県/市町村向け帳票データを作成する	13日～19日
⑥	中央会	⑤で作成した都道府県/市町村向け帳票データを全連合会へ連携する	15日～20日
⑦	連合会	中央会から連携されたデータを、国保総合システムに取り込み都道府県/市町村向け帳票(PDF)を作成する	20日～22日
⑧	連合会	作成した帳票を踏まえ、都道府県/市町村へ公開処理および請求を行う	22日

※処理方法・帳票については、厚生労働省と協議中のため、変更になる可能性がある。

5. 3月処理について(4/4)

「一定額」の送信方法について

<概要>

3月審査分の処理にあたり、各連合会にて決定した「一定額」を指定のフォーマット(CSV)にて、15日頃までに、中央会へ業務支援システムにて報告いただく。

報告いただいた「一定額」をもとに中央会にて費用計算処理を実施する。

※詳細な日程については、別途周知予定。

<CSVフォーマットについて>

CSVのフォーマットは、(保険者番号,「一定額」係数)を想定している。

項番	I/O	項目名	グループ	論理データ型	桁数	バイト数	必須	繰り返し	既定値	備考
1	0	保険者番号	ボディ	数字のみ	8	8	○			「保険者番号」または「(法別)+(000000)」を登録する。 「保険者番号」と「(法別)+(000000)」の両方が登録されている場合、保険者番号の方を優先する。 ※法別は「00(一般)」または「67(退職)」
2	0	「一定額」係数	ボディ	数字のみ	5,4	5	○			「一定額」請求帳票を出力する際に各金額に乗じる係数 (設定例) 1.2、1.23、1.2345

<作成パターンについて>

- 一般退職別で保険者ごともしくは県下一律の係数を設定可能とする。
- 小数点4桁まで設定可能とする。

パターン	設定方法	備考
保険者毎に係数を設定する場合	00480010,1.2345 67480020,1.25 : 00480090,1.23	各保険者番号単位に、係数を設定していく。
県下一律の係数を設定する場合	00000000,1.2345 67000000,1.2345	法別の後を「ALL0」にすることで、全保険者一律の係数が設定可能。 なお、保険者番号単位の係数と県下一律の係数の両方が登録されている場合、保険者番号単位の方を優先する。

6. システム概要

- 連合会(審査支払系(請求支払))への機能追加および中央会用の新規開発を行う。
- 本機能は、1月処理および3月処理に使用する。

連合会用

機能	処理	概要
データ送信機能	当月審査分連合会データ送信	各種情報(当月レセプト情報・保険者マスタ・公費法別パラメータ・全銀マスタ・運用条件情報・帳票条件情報等)を抽出可能とし、医療保険ネットワーク経由で、中央会に送信可能とする。
データ受信機能	「一定額」請求データ受信	中央会で作成した都道府県/市町村向け帳票データ受信可能とする。
帳票作成機能	「一定額」請求用帳票印刷	中央会から送信された帳票用CSVファイルと帳票テンプレートをもとに、都道府県/市町村向けに、以下の帳票出力を可能とする。 <ul style="list-style-type: none"> • SNKTT0544:払込請求書(国保・診療報酬) • SNKTT0555:払込請求書(退職・診療報酬) • SNKTT0017:請求内訳書(一般・合計) • SNKTT0099:請求内訳書(退職・合計) • SNKTT1155:国民健康保険診療報酬等請求内訳書(一般・合計)(〇〇県計) • SNKTT1156:国民健康保険診療報酬等請求内訳書(一般)(市町村別)一覧表 • SNKTT1157:国民健康保険診療報酬等請求内訳書(退職・合計)(〇〇県計) • SNKTT1158:国民健康保険診療報酬等請求内訳書(退職)(市町村別)一覧表

中央会用

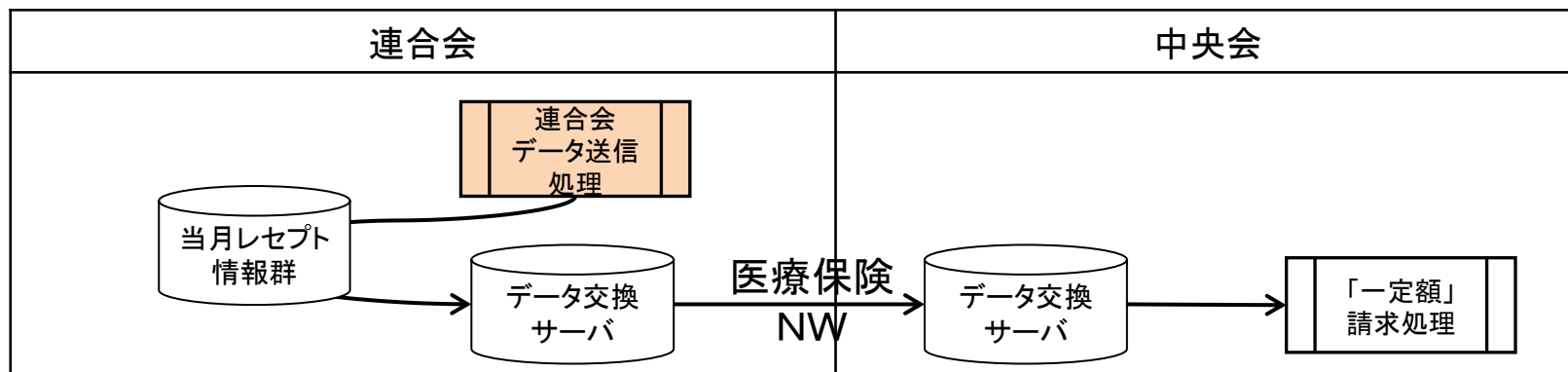
- 47連合会分のスキーマを作成し、各連合会より受領したデータおよび「一定額」実績割合を投入可能とする。
- 投入したデータをもとに、中央会環境内で疑似他県交換および確定処理(受託・委託・県内)を実施し、連合会単位に帳票用CSVを作成可能とする。

7. システム詳細

当月審査分連合会データ送信

<目的>

「一定額」請求に必要な各種情報を審査支払系より抽出可能とし、医療保険ネットワーク経由にて中央会へ送信可能とするジョブである。



<機能概要>

- 当月レセプト情報、保険者マスタ、公費法別パラメータ、全銀マスタ、運用条件情報、帳票条件情報等をDataPumpにて抽出する。なお、返戻データは対象外とする。
- 抽出したデータのうち、本処理にて使用しない機密性の高い情報はマスクを実施する。
- マスクした送信ファイルをデータ交換サーバへ登録する。
これにより、医療保険ネットワーク経由で指定日に中央会へ対象ファイルが送信される。

<留意事項>

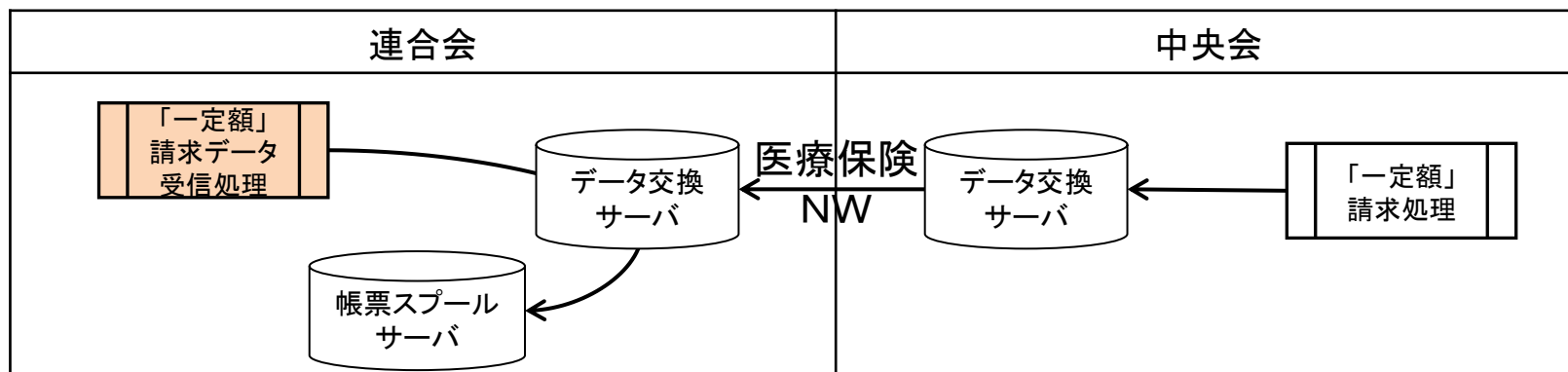
- 各連合会においては、指定日(15日頃)までに本ジョブを実行いただく必要がある。

7. システム詳細

「一定額」請求データ受信

<目的>

中央会より医療保険ネットワーク経由で連携する、都道府県/市町村向け「一定額」請求用帳票CSVファイルを受信するジョブである。



<機能概要>

- データ交換サーバより取得した帳票CSVファイルを、帳票スプールサーバへ配置する。
- 帳票CSVファイルの形式は、通常処理内で出力する形式と同様である。

7. システム詳細

「一定額」請求用帳票印刷

<目的>

中央会で作成した「一定額」請求用帳票CSVファイルと帳票テンプレートをもとに、都道府県/市町村向けの「一定額」請求用帳票を印刷するジョブである。

<機能概要>

・以下の帳票を「一定額」請求対応用に新たな帳票IDで新規に出力可能とする。

- ・ SNKTT0544:払込請求書(国保・診療報酬)
- ・ SNKTT0555:払込請求書(退職・診療報酬)
- ・ SNKTT0017:請求内訳書(一般・合計)
- ・ SNKTT0099:請求内訳書(退職・合計)
- ・ SNKTT1155:国民健康保険診療報酬等請求内訳書(一般・合計)(〇〇県計)
- ・ SNKTT1156:国民健康保険診療報酬等請求内訳書(一般)(市町村別)一覧表
- ・ SNKTT1157:国民健康保険診療報酬等請求内訳書(退職・合計)(〇〇県計)
- ・ SNKTT1158:国民健康保険診療報酬等請求内訳書(退職)(市町村別)一覧表

なお、各帳票へは、「一定額」対応分と判別可能なように、帳票名へ「一定額」請求分と判別可能なよう明記する。

様式1	国民健康保険診療報酬等請求内訳書【「一定額」分】(一般・合計)	
	平成 31 年 3 月請求分(2 月診療分)	
保険者番号	保険者名	国6
19 999 999	●×保険者	●×県国民健康保険団体連合会 平成 22 年 12 月 7 日 作成 1 頁

<留意事項>

・帳票をカスタマイズしている連合会については、送付された帳票CSVファイルを元に請求用帳票を作成いただく必要がある。

8. 今後のスケジュールについて

- 本機能については、平成30年12月末に本番・テスト環境へリリース予定。
- 設計書については、リリース前までに別途提供予定。
なお、機能名は、「一定額」請求とする。